

「店頭外国為替証拠金取引 契約約款」の一部改正について

下 線 部 変 更

(2025年11月3日)

改正後	現 行
(現行どおり)	(省 略)
第1条 (約諾)	第1条 (約諾)
(現行どおり)	(省 略)
・ 勧誘方針、個人情報保護 <u>方針</u>	・ 勧誘方針、 <u>個人情報および個人番号の利用目的、個人情報保護宣言</u>
(現行どおり)	(省 略)
第28条 (取引の制限・禁止行為)	第28条 (取引の制限・禁止行為)
(現行どおり)	(省 略)
6. 当社は、第4項の禁止事項に該当する取引による約定を過去に遡り取り消すことができることとします。これにより不足金が発生した場合、当該不足金について当社はお客様に請求できるものとします。また、当該禁止行為により当社が損害を被った場合は、お客様は当該損害に対し賠償責任を負うものとします。	6. 当社は、 <u>本条</u> 第4項の禁止事項に該当する取引による約定を過去に遡り取り消すことができることとします。これにより不足金が発生した場合、当該不足金について当社はお客様に請求できるものとします。また、当該禁止行為により当社が損害を被った場合は、お客様は当該損害に対し賠償責任を負うものとします。
(以下、現行どおり)	(以下、省略)
以上	以上
2025年 <u>10</u> 月 <u>29</u> 日作成 2025年 <u>11</u> 月 <u>3</u> 日交付	2025年 <u>9</u> 月 <u>2</u> 日作成 2025年 <u>9</u> 月 <u>8</u> 日交付